

會學濟經學大國帝都京

叢論濟經

號 四 第

卷九十二第

行發日一月十年四和昭

論 叢

百貨店稅論

法學博士 神戶 正雄

我國^{に於ける}生命保險業の首唱 其先驅

文學博士 三浦 周行

經濟靜學と經濟動學

文學博士 米田庄太郎

時 論

地租の改正を論ず

經濟學博士 沙見 三郎

說 苑

景氣變動と日本資本主義の發生

經濟學士 谷口 吉彦

預金通貨の造出^{に關する}通説と新説

經濟學士 小川福太郎

明治政府の貸附金

經濟學士 吉川 秀造

雜 錄

獨逸農業の現状

經濟學士 八木芳之助

「獨立財源」の意義に就て

經濟學士 中川與之助

經濟統計^{に關する}國際條約に就て

經濟學士 有井 治

禁漁制度について

經濟學士 岡本 清造

近着外國經濟雜誌主要論題

我國に於ける生命保險業の首唱と其先驅 (二)

——若山儀一氏と日東保生會社——

三 浦 周 行

一 資料の性質

私が始めて若山儀一わかやまのりかず氏の名を知つたのは、岩倉公實記を見た時からであつた。同書下巻には、明治十六年公の建議に依つて、宮内省内に編纂局を設けられた時、農商務權大書記官たる同氏が、東京大學教授小中村清矩氏等と共に編修委員の一人であつた事が見えてゐる。先年京都大學文學部國史研究室で東京の書肆から一と纏めに明治初期の寫本版本を購入したのを分類整理して見ると、それが圖らずも若山氏より出たものであつた。其内容は政治、經濟、財政、租稅、通貨、商業、工業、農業等に關する論著、建白、翻譯、統計、抄録、綴込等頗る廣汎に亘つてをり、宮内省、太政官、民部省、大藏省、農商務省、參事院等の用紙に書かれたものも少らぬ。就中編著には財政志一冊(神代より推古天皇迄を略説した稿本)財政志料四冊(前記財政志の史料を編纂したもの)があつて、後者の宮内省の用紙を用ゐ、且つ其財政部の初に、甲部編纂委員若山儀一

と記されてゐるのは、宮内省編纂局時代の稿本と思はるゝものである。意見書には新法を奉るに付いての稟帖、革税説があるが、前者には租税助若山儀一と題してある。縣治膚見は松方租税頭に宛てられてゐるから、これも租税助時代のものか。其他士族授産私議と題するものもある。經濟に關する譯書として、税法要論には、其卷一の初に大英國スル、エヌ、モルトン、ビーター氏著、租税助若山儀一譯と記され、統計書として、歐米各國農産比較統計にも同氏の署名が載つてゐる。濟利會則は明治十三年夏、氏が岩倉公の内命を奉じて私立商工會議所規則を立案したものであるが、其他にも公の建議書草案に儀一起草と題したものゝあるは、公と氏との關係を徴すべきものである。署名のなきものでも、其筆蹟書風より推して氏の筆と見るべきものがあり、他人の寫したものに、氏の書入れの見ゆるもあり、間、他人の署名あるも交つてゐるが、何れも氏の舊藏本たること疑なく、其學識の該博で、識見の卓越した事は、明治初期の先覺として受入れるに充分である。私はこれを見てさながら舊知に逢つた心地がしたから、更に取殘された他の遺書もあらんかと、書肆に託して遺族の所在を調べさせたが、書肆が直接に遺族の手より購入したものではないのと、出所を秘する商人道德とに累されて、今尙ほ要領を得ない、只家には老嫗が一人をらるゝのみとの話を傳へ聞いて、何となく哀れを感じた。

是等の記録中で、私は先づ明治十三年頃盛んに世に出でた私擬憲法的一種「大日本國憲案」な

る一書に感興を覺えて調査に着手した。此書は一見米國憲法の影響を受けたことを看取されるから、最初は米國に學んだ若山氏の立案かとも思はないではなかつたが、其後氏の思想から推してこれを否定し、民間自由主義者の手に成つたものと斷するに至つた。(此書全文は明治文化全集正史編下に附收され、私が其解題を書いた)今一つ大に私の興味を唆つたものは、生命保險に關する二三の記録である。これに據ると、氏は亦我國に於ける生命保險業の先覺であつて、且つ保險業に手を着けた第一人者でもあるが、從來世に公けにされた程の保險史で氏の爲めに一行をも割かんとするものゝないのは、不可解の事といはなければならぬ。これは恐らく故意に出でたものではなくして、全く無知の爲めであらう。果して然らば此不幸なる先人の爲めに隠れたる業績を顯彰するは史家の任務である。殊に我々明治史に關心を有つことの多いものにあつて、一層其感を切にするは當然であらう。幸ひに氏の恩人ともいふべき大隈侯の家に保存された記録の中から、近年偶然にも氏の手掛けた日東保生會社や保命會社の定款、計畫書等數種の書類が発見されて、専門の雜誌(生命保險會社協會會報大正十二年六月號)に我國最初の生命保險會社であらうと紹介されたのは喜ばしい事ではあるが、一般には未だ廣く知られてゐないから、其後私は雜誌經濟往來(昭和二年十月號)に寄せた「明治維新成功の要素」の拙稿に於て、少しく此事に觸れて置いた。それには意想外の反響があつた。其中白柳秀湖氏は同誌上(十二月號)に連載された財界太平

記の中に私の舉げた若山氏の事蹟を補はれてゐる。氏は當時自由貿易保護貿易の議論の囂しかつた時、犬養毅氏が有力なる保護貿易説を唱へて、自由主義經濟論者たる田口卯吉氏に當つたのは、全く若山氏の蒐集に係る多數の參考書に負ふところが多つた事を指摘され、「此人は早くメリケンに行つて經濟學を専攻し、經濟學に關する參考書をウンと持て歸つた。犬養氏はそのライブラリーから自由に參考書を借出して讀むことが出来たのであるから、田口をして犬養は三菱の金力を背後に負ふものほどあつて藏書山の如しと嘆せしめたのも無理はない。若山は熱心なケリー、スクールの一人であつた」と若山氏の學風に言及された(明治十八年に若山氏は犬養氏、和田垣謙三等の諸氏と共に日本經濟會を起した事もあるといふ)又吉野作造博士は若山氏の保險業に關する私の説明を聞かれて、氏が英人レスリー氏の原著を譯した排妄小言なる小冊子を惠贈され、猶ほ私の談話を東京帝國大學經濟學部の森莊三郎教授に語られた由で、同教授から近く發表さるべき研究論文に參考したいから、京都大學所藏の若山氏の保險に關する圖書の借覽方を申越されたが、當時は未だ整理が完了せず、製本も出來上つてゐなかつたから、遺憾乍ら貸出は困難なるも、其謄寫については便宜を計るべき旨を回答した。同教授は其後、國家學會雜誌本年二、三、四月號に於て「我國に於ける科學的生命保險業の興起」と題する精緻なる論文を連載されたが、若山氏主唱の日東保生會社についても、頗る詳密に考證され、同氏の生命保險業の計畫が、

我國人の手に依つて公表された科學的生命保險業の最初のものであることを裏書されたのは、私の最も欣懷とするところである。教授にして若し我國史研究室の史料を利用されたならば、更に一段の精采を添へたであらう。

京都帝國大學に於ける若山氏の生命保險に關する資料は四種ある。一つは述情寫と題するものであつて、前文は缺けてをり、「乏の由を以て丈夫らしく謝辭に及ひ候ニ付」云々に始つて、「今抵當物を差出し大藏省へ拜借金をせは」で終り、前後の殘闕した一斷篇ではあるけれども、同氏が計畫した保命會社(後の日東保生會社)の創立の爲めに、他の出資協力を求め、政府に設立許可を願出づるに至つた迄の經過を縷述して大隈侯に贈つたもの、草稿と見ゆるものであり、或意味に於ては、一種の自叙傳とも見ることが出来る。其二是日東保生會社の設立許可を得た後、其經過と事業の特色とについて新聞に寄稿した寫と、其新聞のこれに對する論評とである。新聞の名は未だよく調べてゐないけれども、中外物價新報ではあるまいか。前者には若山氏の螢雪の友が同氏と問答の體に書かれてゐるけれども、實は同氏の筆かと想はれる。其三是保險寄託金(掛金)の算法である。これには同氏も餘程苦心を重ねたらしい。其四是題名を缺いてゐるが、地租改正實施後の意見書の中に「生命保險ノ事業ヲ年金局ニ屬シテ取扱ハシムベキ事」と題した一節である。

二 若山氏の閱歷

私は今は等の資料を紹介するに先だつて、同氏の閱歷を説く必要がある。同氏の官歴は明治初期の職員録に據つて略これを知ることが出来るが、最近塚越丘二郎氏から先大人鈴彦氏の傳記「金蘭簿物語」の寄贈に接してこれを見ると、偶然にも若山氏は鈴彦氏が滯米中の一恩人であつた由で、同氏の出自、經歷、學識、事業を説き、其寫眞迄載せられてゐたから、かねて同氏に對して關心を有つ私としては、頗る喜ばしく思つて其記事に魅せられた。只同書の氏の閱歷は明治七年に止つてゐるから、塚原氏に請うて、其後同氏の逝去に至る迄の補遺を煩し、略同氏の生涯を詳かにすることが出来た。此點塚原氏に負ふところが多い。

若山氏は天保十一年八月、江戸の旗本の家に生れ、初めは緒方正と稱し、後緒方儀一ともいつた。其若山と改めたのは、明治四年六月以後の事である。夙に蘭學を修め、醫を事とし、慶應の末年には、池田謙齋氏と其名を齊うしたと見える。明治元年十二月、開成所三等教授となつた、時に年二十九、氏が官途に就くのは是時に始まるのである。翌二年七月、中助教に任せられたが、同四年二月に本官を免ぜられ、改めて大學出仕を命ぜられ、大助教に准せられた。同年五月、地理權正に任せられ、從七位に叙せられ、七月租稅權助に任せられた。岩倉全權が歐米に派遣さるゝに當り、同年十月、戶籍頭田中光顯氏も理事官として全權大使に屬して歐米各國に差遣

されたが、若山氏はこれに隨行を命ぜられ、同年從六位に陞叙された。これ同氏が岩倉公に知遇を受くるの機縁となつたのであらう。翌五年五月、國租事務取調方に關し、大藏代理事官の心得を以て歐米諸國に於ける研究を命ぜられ、十月更に米國ニューヨークに於ける紙幣及び國債證書刊楊(印刷)事務監督を命ぜられた。同氏は是時同地に Office of Japanese Commissioners なる事務所を設け、同氏と同様の事務を見た米人の銀行家 Hery Clews と共に Agents or Representatives of the Treasury Department of the Empire of Japan と呼ばれた。それが同氏の三十三歳の若さである。同氏の夫人は外人で、夫妻共親切に在留邦人を世話したといふ。氏は又研究心に富み、明治六年米國滯在中、「萬國私通法」なる譯書を出し國際私法の研究に先鞭を着けた。明治七年三月、在外三年の後歸朝し、六月租稅助に任ぜられ、十一月正六位に叙せられたが、十年一月に廢官となつた。其間に氏は英人ジョン・バーナード・バイルの Sophisms of Free Trade を譯して「自由交易穴探」なる書を出し、當時我學界を風靡したアダムスミスやミルの自由貿易論の缺陷を指摘した。我國富を増進するは保護貿易政策に如くなしと信じたからであつた。これより先き明治四年には、既に保護關稅論を草して當局に進めた事があるといふ。着眼の非凡なる點は何人も異議はあるまい。犬養氏の保護貿易論は獨り同氏蒐集の圖書のみならず、同氏の著譯及び其意見に依つて啓發された事も多つたではあるまいか。明治十四年八月、氏は更に官界に復活して太

政官權大書記官兼農商務權大書記官に任せられ、十一月に本官を免じて、専ら農商務權大書記官に任せられ、十六年四月に、宮内省御用掛兼務となつたが、これは岩倉公の提唱に係る同省編纂局の編修委員たるが爲めであつた。然るに程なく、氏は十二月に宮内省御用掛を免ぜられてゐる。十七年一月に、參事院議官補に任せられ、十八年六月には、獸醫開業免許規則布告の件が元老院の議に上つた爲め内閣委員を仰付けられ、十二月に廢官非職となり、二十一年十二月に非職満期となつて長い間の官界から離れ、從五位に叙せられ、二十四年九月に逝去した、年五十二である。

三 生命保險業に關する計畫

若山氏が生命保險業に手を染めんと思立つたのは、同氏の建白書中に「生命保險の事は本邦に於ては明治十一年に愚か首唱せしより五百名社を始めとして甚しきは猾計を以て貧民か微少の得餘を撈取する者あり弊風已に甚しきに至る」云々といつてゐるから、明治十一年からの事と見える。十一年といへば日本に於ける保險會社の權興ともいふべき東京海上保險會社の開業した明治十二年八月の前年であつて、文部省が Chamber of Information for the People に基く永田健介氏纂譯百科全書第十八卷を發行したと同年であるが、同書には「保險命」なる語を以て生命保險の語に充て、「イノチノウケアヒ」と訓ませてをり、又「險命ヲ保ス」「保人」「保險者」等の語も見える。

是より先き慶應三年福澤諭吉氏著西洋旅案内に「災難請合ノ事インシユアランス」と見えてゐるが、當時は未だ保險なる譯語が一定するに至らなかつた。是時既に生命保險業（氏も始めは保命保生といつてゐるが）に着目して、我國に於て其開始を首唱したのは、若山氏の達識といふべきであらう。氏は明治十年官途を離れたが、偶、我經濟界に於て事業勃興熱の起るを見、これを機として斯業の實現を圖つたものと見える。

私はこれから生命保險業に關する若山氏の識見及び會社設立の計畫と其準備とについて説かんとするものであるが、それには氏の文章を通して直接其偽らざる告白に聽くを捷徑且つ確實と信するから、先づ以上に擧げた數種の氏の自記の忠實なる内容紹介を試みることにしたい。

述情には年次を記されぬないからよく判りかねるが、其文意を按するに、明治十二年の起稿であつて、同十年以來の記述と見える。氏は時の大藏卿大隈重信氏（後の侯爵）に保生會社の事業計畫について陳情したが、卿は直に賛意を表し、華族の貯蓄を徒費せしむるより此美舉に従事せしめば、せめては社會に對する彼等の義務を盡くさす事となつて、双方の利益であらうから、一臂の力を假さうといはれた。氏はこれに力を得て民間富豪の出資を求むる運動を開始したやうである。氏の意中は先づ彼等に説いて五萬圓も株式を有たせ、更に大隈卿の斡旋で、華族から同額を募集し、十萬圓の資本を以て會社を創立せんとするにあつたらしい。是に於て氏は發起人心得

書、及び會社事務大略を起草し、人を以て安田善次郎、裝村和助に賛助を求めさせたが、何れも設立の際は多少の株式を引受くべしといふのみであつて、主として援助せんと申出づるものは一人もなかつたから、姑く黙止して時機を待つてゐると、舊幕の頃、相當の資産のあつた永岡善八なるものが慶應の末年病に罹つたのを氏が池田謙齋と共に治療を施した爲めに全癒に赴いたから、爾來氏を命の親と崇めざるを思出し、其家を訪うて此事を謀ると、同人も亦他人が加入せば自身も應募せん杯と曖昧の挨拶をしたので、大聲俚耳に入り難いと、其後は人にも語らなかつた。只大隈卿の言を待みとし、米國より贈られた數部の參考書を繙いて、大に得るところがあつて、數學家に託して新たに表を作らせ、又有志の募集に奔走してゐる中に資産を消費し、加之在米中の女子に千圓許も送金の必要から所有の土地家屋を賣却したが、其際惡媒介者の爲めに欺かれて未だ全額を受納せざる中に、地券の事務を終つた事から訴訟を起し、幸に勝は勝つたものゝ、相手は身代限となつて得るところがなく、代言人に支拂ふ謝金にも窮した上、母が大患に罹つたから、氏は看護の爲め一步も門外に出づること叶はず、文部省より命ぜられた大部の歴史の翻譯を以て家計に資せんとするも、(片手間にしても、月々二百圓内外の収入を一年間程は支ふるに足るといつてゐる)晝夜の看護に精神過勞して執筆に堪へぬ折柄、病人は逝去し、仲兄の養母も亦死亡した。重ねての不幸に、意氣銷沈しつゝあつた際、永岡が來て彼れの加盟してゐる洵宮社中

が千人許もあるから、是等の徒を説得せば如何と勸め、又同社中で前堺縣令たりし山田某が我一族の間でも四五萬圓は容易に募集出來ようといったから、若山氏は喜びの餘り、郷氏を以て大隈卿に其旨を申通じて置いた。而かも永田の言は一時の氣体めであつたらしく、後に氏より保生會社の事業を聞くに及んで、醫師に體格を檢查させる事は、日本人に不向であるから、これを省くがよからうといひ、不合理な割合の掛金表に諷言を附して若山氏に示し、氏に保生の要旨を説かれて辭窮し乍ら、遂に加盟を拒んだから、氏は怒を抑へて辭を和らげ利害を説いたけれども、其效なく、全く四五萬圓の株金應募を餌として、大隈卿の力を借り、華族より資金を引出させん計策以外に誠意なきを認めてこれと絶縁したが、彼等は淘宮術連を集めて保險業を始めたと聞いて、氏は如何なる表に據つたものであらうかと怪しんでゐる、或は淘宮術の社中を相手に開始した永岡、山田等が生命保險業の嚆矢たる名譽を荷へるかも知れぬ。氏は今更乍ら時機の熟せぬ事と平生聞達を求めなかつた愚を慨いてゐる内、かねて氏の許に經濟書の質疑に來る長州人某が人を以て火災保險の調査に當つてゐた品川彌二郎氏に若山氏の事を説かせたが、品川氏も夙に若山氏の事を聞知してゐたので我國に於て斯る美舉を企つるものには一日も早く著手させたい、何時にても氏に面會せんといったから、氏は六月三十日（十三年）品川氏を訪うて微力にし、目的を達し難きを慨き、政府にて設立さるゝ事になるまじくやと質して見た。これ政府にて設立の意あら

ば、從來氏の學び得たところを以て應分の務めをなさん下心であつたらしい。品川氏は斯くと聞いて前島驛遞頭(驛遞局長であらう)が英國にも例があるから、驛遞局にて生命保険を始めんといつた時、大隈卿が其事は折角數年來若山儀一がこれを企て、辛勞從事してゐる様であるから、彼れに立てさせたいと思ふといはれた爲め前島は默止した事を聽いてゐる、政府は今火災保険の大業に従事してゐる最中であるから、生命保険迄引受けんとは思はれぬが、試みに願書を提出されたがよからうといはれ、氏は願書に會社規則と寄託人心得書とを添へて差出さんとしたが、規則と心得書とは到底外國の式を模せねばならぬと、其親族の第三銀行を辭したものに口授筆記させる内、其人に勧められて、再び株金募集の意に傾き、其人より第四十五銀行の社長平岡照一氏に勧め、先づ二萬圓の市價に相當する公債證書を三四名にて出資し、其中五千圓は四十五銀行にて會社の出納を掌る抵當として提供し、餘は二三名にて出し合ひ、更にこれを抵當として、政府より借入金をして創業の經費に充て、餘は銀行に託し置きて事業を起さば、交際廣き人々の事であるから、寄託人も信を置くであらうとの事になつた。氏は其結果を喜びつゝも、大隈卿との間には、初より借入金の話がなかつた事とて躊躇せないでもなかつた。斯くて平岡氏の負擔すべき五千圓以外の公債證書は、第三銀行取締役川崎八右衛門、市川好三氏に於てこれを辨する事となり、川崎氏の邸に於て、平岡、川崎の外に安田善次郎氏も加はつて、親しく氏の説明を聽く事と

なつたが、安田氏は命數表に依つて起算する事は略諒解したけれども、通例の利子割合なれば、年に何割乃至何歩となるべきを、掛金の高が毎年同一なるに疑を挟み、氏が何程説明するも、益疑惑を深むるばかり、只むづかしいといふ丈であつた。氏は外國にても、保生算法の發明は比較的に近世の事でもあり、且つもと一科の學問であるから、今咄嗟の間には説盡くし難いといへば、安田氏は利子の割合杯を知らずして寄託するものはあるまいと酬いたから、氏は安田氏の業とする銀行に例を引いて、外國にても保生に關する書の刊行されたものは少らずあるけれども、衆人が皆これを知つて寄託するといふ譯ではなく、會社でも利子割引の事杯は世に祕するものもある程であるが、會社があれば、これを信じて寄託する事、猶ほ銀行あれば衆人のこゝに來て取引するが如きものであると述べ、安田氏も其鋒先を收めて、更に世人の信用を惹かんが爲めには、株金募集の可なるを主張し、川崎氏等亦これに賛成したが、若山氏は先きに平岡氏等の議論の如く、抵當を差出して、政府より拜借金をなす事の世人の信用を繋ぐを得べきを説き乍ら、結局彼等の多數意見に従はんと述べて此會合を終つた。

是時安田氏は若山氏に向つて、試みに座中の人々の年齢に従つて一千圓の保生金を得んとするに、掛金は如何なる割合なりやと問うたから、氏は略これに答へたのを、安田氏は鉛筆を取出して計算を試みた後平均幾何に當るを以て、一千人の寄託者があれば幾萬圓の掛金となり、成程株

金なくとも會社は維持することが出來ると漸く諒解した様子に見えたといふ。

是に於て平岡氏は豫約の如く、同氏の銀行より五千圓に相當する公債證書を差出し、川崎、市川兩氏よりは、各七千五百圓に相當する公債證書を出し合せて、二萬圓の高に當るものを以て、政府に借入金を願出で、許可を得れば、其金を第三銀行に託し置き、會社への寄託者よりの掛金は、第四十五銀行にて預り、會社の出納も亦すべて同行にて掌る契約をなすであらうといつて、一座に同意を求め、遅れて來た市川氏も、諸君が同意なれば、自身も亦異議なしといった爲め議が忽ち成立し、會社よりの預け金、又銀行より會社への貸金も、共に年八歩の利子を出すべき事に決した。若山氏は更に平岡、安田二氏に向つて、二萬圓の市價に相當する程の公債證書を確かに自身に貸さん事を約せる旨の一書を受け、郷氏を経て大隈卿に示さば、自己の是迄の輕卒の罪を贖ふと共に、借入金を願ふ確證ともなつて便宜があらうと謀つたが、兩氏は我々兩人が今日斯く保證致すからは、諸意は金石よりも固い、争でか後日に違背する事があらう、他の二人とても、我々に於て違約させはせぬから、證書の必要はあるまいといつてこれを斥けた。若山氏は更に一同に向つて拜借願の連署を乞うたが、彼等は猶ほ篤と熟考の上で挨拶に及ぶであらうといった丈で別れた。斯く後日の證となるべき左券には皆忌避して應じないのは、彼等の誠意の程を疑はれぬでもないが、若山氏は強ひて申立つる事を見合せ、自身郷氏を訪うて大隈卿への傳言を託

し、次に品川氏を訪うて政府借入金の可能性なりや、特許(十年間の獨占權)の得らるべきやを質したが、品川氏は人民保護の爲めの事業に對して、政府は夫位の事をしてもよいと思ふが、衆議に謀るべき事であるから、如何に決すべきや不明である、又特許の事は先例もなき事乍ら、同種の會社の設立を見れば共に立行なくなり、世人をして此會社の事業を疑はしむる事ともなれば、足下の會社は無事であつても、世間の信用が落ちるであらうから、これも自身では許可あつて然るべしと思ふも、私見に止るから、何れにしても早く願書を差出すがよからうと答へ、序に會社の用ゐる命數表は外國のものを使用するとの事なるが、我國でも、明治五六年以來、詳密に調べさせた戸籍表があるから、これに據つて新たに作製しては如何と忠告したから、若山氏は、左様のものがあるならば、それに據つて試みに編成しようといつて別に親戚のものに口授した年報等から、會社規則と、寄託人心得書とを編輯させ、若山氏は前年起草の原稿を改訂し、又同じく前年起草の會社事務大略を刪補して願書に添へて差出さんと、少しく着手して見たもの、此原稿は、氏が未だ米國より保生術専門の書を得ざる以前に、チエムブル氏の學藝韻府政學辭書、マクロック氏の通商航海辭書、紹介人袖珍書及び紐育のイクイテール社の年報、ニウジェルシーのミユチュオール、ベネフィット社の年報等に據つて作つたものであるから、算法等も載せず、極めて杜撰であるといつて、更にそれらの原本と氏が新たに得た十數部の書とを數日間緝閱参照し

た上、保生術由來概略を脱稿し、人を備うて清書させ、又人を以て詳密なる戸籍表を搜し求めさせた。其間氏は斯業が我國最初の事でもあるから、一たび願出でゝも、これを取扱ふべき官吏にして若し此術を詳かにせなければ、願意を達するに手間取るであらう、米國には州政廳にインシユレンス、コムミツシヨナルといふ官吏が居つて、此術を詳かにした人を任じ、諸會社の營業狀態を監視して疑はしき事があれば、帳簿をも検査させる事となつてゐる、我國にても、會社創立の際には何れの官廳にか此事を管理すべき課を設けらるゝであらうから、我社の基く算法を明瞭にして置かないでは後開き極みである、此兩便の爲めに、これをも添へて出願したいといつて、更に諸書を參酌して、最も簡易な算法を彼是折衷抄擇し、人を雇うて諸表を抄寫させた。

此間昨年來坐して事を執る日のみ多つた爲めか氏は頭痛に悩まされ、其内背部兩脚に石瘍七八箇一時に發して疼痛劇く、坐臥困難を感じたが、病を力めて約三十日間で漸く前記諸書の稿を脱し、依頼書、保生證等の諸式をも翻譯し、其雛形を作らせたが、案外日數を要し、且つ數部を清書させんと心がけた爲めに、筆工を専らにするものを得難く、餘儀なく牛込市谷、四谷、淺草、下谷と各所に草稿を分けて清書させ、使を走らせて清書と草稿とを集め、自身が校合して漸く一部を完了したのが八月下旬の頃であつた。此間戸籍表を搜しに出したものが、歸つて來て通例のものより得難き旨報じたので、不充分的な命數表に據らんよりも、死生の割合は彼我天地の懸隔も

あるまいから、多年の實驗に依つて編製された米國のそれを用ゐる事とし、遂つて詳密の死亡表を得ば較算すべき旨をこれに書き加へ、若山氏はそれらの書類を一通纏めにして、品川氏を訪うてこれを示したが、品川氏は依然として我國の材料に據つて命數表を作るが實證を擧げて他人の妄説を破るに便りよからんと主張し、自身が戸籍局長に依頼し精細なる表を取寄せてこれを示さんといつたから、氏は其意に任せ置き、更に郷氏を訪うて、是迄の經過を告げて拜借金の成否を質したが、氏は其金は勸商局より出づべきでもなく、又國債よりすべきでもないから、何共明言しかねるといつた。郷氏は是時語を次いで大隈卿が若山も年來辛苦致したるものなれば、どうかして立てさせてやりたいものだといはれたと語り、氏は今更乍ら、卿の好意に感激して謝意を傳へんことを郷氏に乞ひ、更に卿の邸を訪うて、執事を経て清書の出來上つた一本を呈して歸つた。其後品川氏は明治六年より九年迄の戸籍表を取寄せ、此期間の死者生者の統計より、死者は百分の何に當るとの事迄も調査して氏の許に寄越した。品川氏の説にて氏は伊藤博文卿を訪ひ、四度目に漸く面謁を得て其計畫を述べたが、願書を提出すべしとの事に、内務大藏兩卿へ宛てた願書を東京府に提出した。東京府で空しく二十六日留められた後、漸く内務省に廻つた事を確めた氏は、引き續き保生證書十九種を翻譯したが、依頼書中病名の譯語は氏が往年學んだ和蘭書に出でゝゐないものが多つたから、醫師に質してこれを譯した。更に一般に示すべき保生寄託の解

説と表とをも製し、別に簡短なる廣告文と略表とを作り、又品川氏から貸された諸戸籍表を計算して命數の略表にても製せんと、人にも謀り、自身も苦心を重ねて見たもの、死者の年齢が載せてないのと、生者の年齢が餘りに隔つてゐるとの爲めに、期待する結果を得る事が困難であつたから、漸く米國の戸籍表に載せた死者の年齢に比算して假表を製して品川氏に提出した。

是より先き、八月中、願書及び他の草稿の脱稿した時、氏は平岡氏を訪うて、願書に連署調印を求めたけれども、斷られたから、許可の上は世人の信用を得る爲めに米國の例に倣つて他の三名共會社の相談役其他類似の名義を貸されんことを乞ひ、會社の組織が、ミューチュアル、システムである爲め其名を加へたりとて、身代限となるが如き恐れは決してなき旨淳々として釋明したが、許可の後は兎も角もといはれて引退り、更に市川氏に逢うて同一の事を依頼したが、其答は平岡氏と同様であつた。只市川氏は此美舉については應分の盡力を致すであらう、斯く申すも嗚呼がましいが、拙者も山梨縣では父祖代々の舊家であるから、親戚には富豪もあり、書面で通知すれば縣内の人民に加入させるは難事でもないといつたから、さらば會社の紹介人取締になつて呉れまじくや、米國にては此業を事とせる豪家も間、あつて、紹介人は掛金より幾分の口錢を受くる事抔話すと、いやとよ、拙者は夫等を受くるは無用である、此事については、縦ひ一年に百二百の金を棄つることも厭ふところでないと親切に告げた。氏は安田氏にも連署の事を頼まんと

思つたが、舉家伊香保に湯治に行つてをり、川崎も亦前記二人と同様の事と思はれたから、願書は若山氏一人の名で提出したのである。

保生證書、依頼書等の雛形も漸次調製されたが、是等が彫刻にも手間取り、中にも保生證書は成るべくは外國の製に倣つて贋造の出来ないものを作る爲め、豫め紙質を注文して置いて、開業の間に合はせんとしたが、若山氏は六月以來専ら此事にのみ執筆して收入を擧ぐべき翻譯に従事する暇もなく、親戚のものには些少乍ら支給し、紙筆寫字の料より製表寫字の手傳をなす人々の爲めに辨當等の手當も與へなければならず、囊底殆ど空しくなつたから、市川氏に彫刻料紙等の經費について助力を求めた。市川は拙者は金貨を營業とするものであつて、貸金には皆利息を要するが、夫にては面白くないから、四人の同盟でこれを助けよう、平岡から廻章でも廻させたら、皆不同意はあるまいとの答へに、氏は出來上つた廣告文等を持たせ、親戚のものを以て平岡氏に通じさせ、承諾を得たのが十月下旬の事であつた。十一月十三日、内務省庶務局から會社の事について召喚狀が到來し、十五日に出頭を命ぜられたが、氏は社務に執筆するの餘り運動を缺き時には夜間も起出で、机に凭る事が多つた爲めか、十月初より感冒に罹り、氣管支に炎症を起し、咳嗽を悩んでゐたから、親戚のものを代人として出頭させると、提出の會社の規則書が會社條例に違ふ點を改めさせ、猶は會社維持の法について質問された。代人の得た印象では、政府は株式

募集を當然とするが如くに受取れたから、氏は此事について豫め準備の爲め、安田氏の諒解を求めたが、安田氏は承諾した。これ同氏の宿志であつたからであらう。

然るに十七日朝早く安田氏は卒然と若山氏を訪ひ、近日會議所にて、舊水戸藩の某と談生命請合の事に及び、互に計畫して見たいといつたが、外國の算法は甚だむづかしいから、例へば先づ五百人のものが申合せて、其中の一人若し死ねば、社中にて二圓宛持出し、死者の遺族に一千圓宛與へる條件にせば如何と提言すると、席上居合せた楠本知事、子安峻、成島柳北等が賛意を表し、忽ち十人許の賛成者を得たから、(子安、成島、安田、銀林、川崎、鹿島、鈴木、長谷川の八名が發起人であつた)一人に付五十人宛の同志を募る約束にて相別れた、一昨日で満員となつたから、今日これより集會して其規則を定むるところである、足下計畫の保生會社と類似のものであるから、一應斷つて置きたい、尤も斯る企は足下の事業の先導となつて、世人も早くこれを知らうから足下の爲めにも便利であらう、但足下の事業の妨となつては不都合故、今日席上にて其邊の事項もあらば自分が如何にも防ぎ止むるであらうと親切らしく申聞けたから、氏は其邊のところは宜しく頼むと答へ、尤も拙者に於ては少しも故障はせねど、知らるゝ如く、特許を願ひあれば、若し後日に支障ありては御同様不都合の事故、其事は足下より注意せらるべしと申聞けた。安田氏は其事は如何にも承知した、此社員に楠本が加入し、鹿島清左衛門も加つたから、斯

くは迅速に加入者も出来たのであるが、世間の人氣は大に斯る事業に注意するやうになつたから、足下も成るべく速に願書を出さるゝがよからうと意外の挨拶に、道の氏も足下は自身が東京府廳へ九月十三日に願書を出した事は御承知であらう、それについて、内務より下問もあり、株金募集の方然るべしと思つたから、昨日親戚のものを以て足下迄御依頼に及んだ次第であるが、足下が御承諾になつて満足した、併し一應は其答辯を差出さんと、只今認めてゐるところである。と述べたが、安田氏は何分速かなるが宜しからうといつて辭した。これが安田氏が我國保險業の先驅の名譽を荷つた共濟五百名社發起の経路である。此記事を以て見ても、安田氏の計畫は若山氏の保生會社を模倣したか、さなくも其誘導刺激を受けたものに相違なからう。さなくば資性傲岸なる安田氏が、其規約を定むべき會合の當日、態、駕を若山氏の草廬に枉げて縷々釋明の語を費す筈もなからうと思はれる。況んや其會談中にも若山氏が既に出願した事を忘れて、速に願出でんことを忠告する杯、多少狼狽の氣味が見えぬでもなきに於てをや。

其後内務省の質問に對する氏の答辯書も出来、定款（日東保生會社定款）も略銀行定例に擬したるものを作り得たから、富田冬三氏（内務省庶務局長）を訪うて、猶ほ不都合の點もあらば示し呉るゝやう依頼し、許可の下る日を待つてゐる中に、平岡氏が若山氏の親戚のものを招き、會社の設立準備も漸次運ぶ様子に承つたが、廣告其他が出来なくては不便であらう、さう乍ら

これを安田等に謀るも不都合であるから、今抵當物を差出し、大藏省へ拜借金をしたらばよいふところで、述情の文は斷絶してゐる。其後會社の成立に至る迄の經過は如何であつたか、同書に據つては知る由もない。

察するに、若山氏の後援者四名の内、安田氏が主唱者となり、川崎氏も發起人の一人となつて保生會社類似の共濟五百名社に手を着けられたから、若山氏の紹介者たる平岡氏との間には自然精神的罅隙を生ずるを免れなかつたであらうし、又他方に於ても、後に説くが如く、交詢社系の東京(後明治に改む)生命保險會社の創立計畫が、此頃漸く進められんとしたから、平岡氏の發言に依つて會社側は拜借金實現の促進運動を開始して其成立を急いだものではあるまいか。